

186 文部大臣所轄外の学校に陸軍現役将校を配属する件に付

勅令第二百四十六号公布 [大正十四年七月]

大正十四年六月廿五日 内閣書記官長 花押 (注記2) (長谷川) (白)

内閣総理大臣 花押 (加藤) 法制局長官 印

(注記3) 外務大臣 花押 (幣原) 陸軍大臣 花押 (宇垣) 文部大臣 花押 (岡田) 逓信大臣 花押 (安達)

内務大臣 花押 (若槻) 海軍大臣 花押 (財部) 農林大臣 花押 (岡村) 鉄道大臣 花押 (山本)

(注記4) 大蔵大臣 花押 (浜口) 司法大臣 花押 (小川) 商工大臣

別紙陸軍大臣請議文部省所轄外ノ学校ニ陸軍現役将校ヲ配属シ得ルノ件ヲ審査スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

呈案附箋ノ通

(加筆・朱書) (参照)

陸軍現役将校学校配属令 (大正十四年四月) (勅令第三百三十五号)

第一条 官立又ハ公立ノ師範学校、中学校、実業学校、高等学校、大学予科、専門学校、高等師範学校、臨時教員養成所、実業学校教員養成所又ハ実業補習学校教員養成所ニ於ケル男生徒ノ教練ヲ掌ラシムル為陸軍現役将校ヲ当該学校ニ配属ス但シ戰時事変ノ際其ノ他已ムヲ得サル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル将校ノ配属ハ陸軍大臣文部大臣ト協議シテ之ヲ行フ

配属将校ハ教練ニ関シテハ当該学校長ノ指揮監督ヲ承ク

第二条 私立ノ中学校、実業学校、高等学校、大学予科若ハ専門学校又ハ徴兵令第十三条第一項第二号ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル私立学校ニ於ケル男生徒ノ教練ヲ掌ラシムル為当該学校ノ申請ニ因リ陸軍現役将校ヲ之ニ配属スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ将校ヲ配属スル場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス

大学学部ノ申出アルトキハ前二項ノ規定ニ準シテ陸軍現役将校ヲ之ニ配属スルコトヲ得

第三条 陸軍大臣及文部大臣ハ特別ノ事由アルトキハ本令ニ依ル将校ノ配属ヲ止ムルコトヲ得

第四条 陸軍大臣ハ現役将校ヲシテ本令ニ依リテ将校ヲ配属シタル学校ニ於ケル教練実施ノ状況ヲ査閲セシムルコトヲ得

第五条 官立又ハ公立ノ商船専門学校及商船学校ニハ第一条ノ規定ニ拘ラス将校ヲ配属セサルコトヲ得

尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年ノ実業学校又ハ之ト同等以上ノ実業学校以外ノ実業学校、修業年限二年未滿ノ実業補習学校教員養成所及夜間ニ於テ教練ヲ課スル学校ニ付テハ第一条及第二条ノ規定ヲ適用セス

第六条 配属将校傷疾疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ服務シ難キトキハ陸軍大臣ハ文部大臣ト協議シテ他ノ現役将校ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

シテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

〔朱書〕
〔陸甲〕二四

〔注記7〕
〔印〕
〔訂正印〕

〔注記8〕
〔印〕
〔訂正印〕

〔注記9〕
〔印〕
〔訂正印〕

〔注記10〕
〔印〕
〔訂正印〕

〔注記11〕
〔印〕
〔訂正印〕

〔注記12〕
〔印〕
〔訂正印〕

〔注記13〕
〔印〕
〔訂正印〕

〔公文類聚 第四十九編 大正十四年
卷二十九〕 2A, 12, ④150